

至誠館大学財務書類等閲覧規程

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第47条第2項の規定により、財務書類等の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧請求権者)

第2条 閲覧を請求できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校法人菅原学園（以下、「法人」という。）の設置する学校に在学する学生及びその保護者
- (2) 法人と雇用契約にある者
- (3) 法人の設置する学校に入学する意思が明確に確認できる者及びその保護者
- (4) その他法人との間で利害関係が明確に確認できる者

(閲覧に供する書類)

第3条 前条に該当する者が閲覧できる財務書類等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書（資金収支計算書・事業活動収支計算書）
- (4) 事業報告書
- (5) 監事の監査報告書

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(休業日)

第5条 閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日（5月2日）
- (4) 12月29日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く）
- (5) その他特に法人が指定する日

(臨時休業等)

第6条 書類の整理その他必要があるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある。

(閲覧申請書の提出)

第7条 閲覧しようとする者は、閲覧申請書（別紙様式）に必要な事項を記入し、閲覧を希望する7日前までに総務課に提出しなければならない。

(閲覧の許可)

第8条 理事長は、前条の閲覧申請書の内容を確認のうえ、閲覧を許可する。

(閲覧)

第9条 閲覧を許可された者は、財務書類等を法人が指定する日時・場所で、第2条各号のいずれかに該当するものであることを明確に示す本人確認書類を提示し、閲覧するものとする。

2 当該閲覧者（以下「閲覧者」という）は、閲覧を終了したときは、閲覧した財務書類等を直ちに返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第10条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 財務書類等を汚損し、若しくは毀損しないこと
- (2) 財務書類等を閲覧場所以外に持ち出さないこと
- (3) 閲覧場所に、カメラ、コピー機器、録音機器、危険物等を持ち込まないこと
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 財務書類等をコピー・撮影、録音及び書き写しをしないこと

(閲覧の取消)

第11条 次の各号いずれかに該当する場合は、閲覧を取り消すことができる。

- (1) 所定の閲覧時間外や休日に請求がなされた場合
- (2) 法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的である場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合
- (4) 法人が公開すべきでないと判断する正当な理由がある場合
- (5) 前条の規定に違反した場合
- (6) 担当者の指示に従わない場合
- (7) 他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる場合
- (8) この規程に違反した場合

(事務)

第12条 財務書類等の閲覧に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、法人の財務書類等の閲覧に関して必要な事項については、理事長が定める。

附 則

(経過措置)

この規程に基づき法人が閲覧に供する財務書類等は、平成18年度の会計決算時以降に作成するものに限る。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成20年12月24日（制定）

改正 平成26年 4月 1日（第1回改正）

平成29年 4月 1日 (第2回改正)

平成31年 4月 1日 (第3回改正)